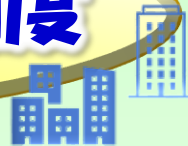


健康経営推進事業所認定制度



県では従業員の健康づくりに取り組む事業所を募集・認定しています

健康経営とは…

従業員の健康を会社の財産ととらえ、会社の成長のために、従業員の健康づくりに会社が積極的・戦略的に取り組むことです。

健康
増進

医療費
削減

生産性
向上

企業
イメージ
向上

人材
確保

【対象】

個人事業主(国保等加入)、組合健康保険加入事業所、県外企業の営業所や支店等
(全国健康保険協会(協会けんぽ)長崎支部に加入していない事業所)

※協会けんぽに加入している事業所等は「健康経営」宣言事業にご参加ください。

【申請方法】

健康経営推進事業所認定申請書(ホームページ掲載)に必要事項をご記入のうえ、郵送
またはメールで申請ください。

【認定要件】次の5つの項目を審査し全ての項目を満たすことで認定されます

健診の受診	保健指導の実施	健康増進の取組	禁煙・受動喫煙の取組み	メンタルヘルスの取組み
従業員の 80%以上 が 特定健康診査を 受診している	特定健康診査で保健 指導の対象者となっ た人のうち、 50% 以上 が初回面談を 受けている	運動・身体活動 を 促進する取組を 行っている	禁煙・受動喫煙 の 取組を行っている	メンタルヘルス の 取組を行っている

認定されると…

- ①長崎県知事名で認定証を交付します
- ②県のホームページでお知らせします
- ③長崎県建設工事入札参加者格付で加点されます

健康経営推進事業所認定制度



※詳細は県ホームページ
をご確認ください。

お問い合わせ
及び申請先

長崎県福祉保健部 国保・健康増進課 健康づくり班
〒850-8570 長崎市尾上町3番1号
mail:kenko1@pref.nagasaki.lg.jp
TEL:095-895-2495 FAX:095-895-2575

